

労務通信

2019.4月号

インターンシップ 中小企業での導入判断は慎重に



◆ルールは当面現状維持

就活ルールをめぐっては、経団連が今の大学2年生以降（2021年春入社）についてはルールを作らないと決定し、代わりに政府の主導により、企業説明会は大学3年生の3月、面接は4年生の6月解禁としている現行ルールを、当面維持する方針となっています。政府は、インターンシップについても、「就業に直接結び付けるインターンシップは禁止」（罰則などはありません）とすることを経済界に要請する方針です。

◆中小企業での導入判断は慎重に

経団連が2018年に実施したアンケートでは、広報活動の解禁前のインターンシップについては、88.2%の会員企業が実施していました。現在も解禁前の選考を兼ねていたり、会社説明会と内容が変わらなかつたりするインターンシップは禁じられていますが、実際には「採用とは無関係」という建前は形骸化しているようです。インターンシップは学生の夏休みに合わせて行う企業が多く、募集・申込みは3年生の6月が最も多いため、これから山場を迎えます。

ただし、他の人がしているのでとりあえず申し込むというような学生もいるようですし、中小企業ではインターンシップをきっかけとして採用につながる件数はそれほど多くないのが実際のようなようです。企業としては新しい人材の発掘の場としたいところですが、学生側では「今後の就職活動に役立てたい」との気持ちが強いと思われます。継続して実施していく中で教育機関とのつながりが充実し、結果的に良い人材の獲得につながる可能性が増えると考えたほうがよいでしょう。中小企業でインターンシップを行うかどうかは慎重に判断すべきでしょう。

◆法的リスクも

インターンシップの内容などからインターンシップ生が労働者に該当する場合があります。労働者にあたる場合には労働関係法規（労働基準法をはじめ、男女雇用機会均等法、最低賃金法、労働安全衛生法、労災保険法など）が適用されることとなります。また、インターンシップ中の事故や機密漏えい、ハラスメント等についても会社は対応を検討しておく必要があります。教育機関との覚書や学生用の誓約書など、書式も必要となるでしょう。

インターンシップを行うことが普通のことになりつつあり、メリットもある一方で、その実施に際しては事前準備が大切です。

法改正情報**◆協会けんぽの保険料率が改正されました（平成31年3月分<4月納付分>より）**

協会けんぽより、平成31年度の健康保険料率及び介護保険料率が発表されました。本年3月分（4月納付分）より適用されます。広島県の健康保険料率は、30年度の保険料率が据え置きされ、**10.00%**となり、介護保険料率は1.57%から引き上げられ、**1.73%**となりました。各都道府県の保険料率は協会けんぽのホームページでご確認いただけます。

◎協会けんぽホームページ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat330/sb3130/h31/310213>

◆一括有期事業の事務手続が変更となります（平成31年4月1日より）。

労働保険の行政手続の簡素化により、事業主の事務負担を軽減するための取組として法令改正が行われ、一括有期事業において以下の2つが廃止されます。

1. 「一括有期事業開始届」の廃止

◎これまで一括有期事業を開始した際、翌月10日までに「一括有期事業開始届」を所轄の労働基準監督署長に提出する必要がありましたが、平成31年4月1日以降に開始する一括有期事業については、提出不要となりました。

2. 一括有期事業の地域要件の廃止

◎一括される有期事業については、地域要件が定められていたため、範囲外で行われる事業は個別に有期事業として成立させる必要がありましたが、平成31年4月1日開始の有期事業については、地域要件が廃止され、遠隔地で行われるものも含めて一括されることとなりました。

◆70歳到達届が一部省略となります（平成31年4月以降）。

厚生年金保険の適用事務にかかる事業主の事務負担の軽減を図るため、平成31年4月より、「70歳到達届」の取扱いが変更され、要件に該当する方の届出が不要となります。

要件1：70歳到達日の前日以前から適用事業所に使用され、到達日以降も引き続き同一事業所に使用される被保険者

要件2：70歳到達日時点の標準報酬月額相当額が、70歳到達日の前日における標準報酬月額と同額である被保険者

※標準報酬月額に変更がある方は、引き続き「70歳到達届」の提出が必要です。

詳細は、日本年金機構ホームページを参照ください。

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2019/2019031501.html>